

# 委託業務特記仕様書（令和8年7月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

**第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和8年7月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和8年7月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和8年7月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。  
委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

## （成績評定の選択制（試行））

**第2条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

## （受発注者共同による品質確保）

**第3条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

## （ウィークリースタンス）

**第4条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組み

なければならない。

(1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

(2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

(3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **（業務スケジュール管理表）**

- 第5条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

#### **（Web会議【発注者指定型】）**

- 第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（Web検査【発注者指定型】）**

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

#### **（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）**

**第8条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

### （オンライン電子納品）

**第9条** 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

### （情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

**第10条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

### （CIM活用業務【受注者希望型】）

**第11条** 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

### **(熱中症対策費(施設・設備)の対象業務)**

**第12条** 本業務は、熱中症対策費(施設・設備)の適用対象業務である。

2 管理技術者等は、熱中症対策(施設・設備)を実施する場合は、「熱中症対策費(施設・設備)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「委託業務の熱中症対策費(施設・設備)に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

委託業務の熱中症対策費(施設・設備)に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314043/>

### **(本業務の特記仕様事項)**

**第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別添の「R8馬土 井坪谷他 美・脇東大谷他 砂防堰堤修繕設計業務 特記仕様書」を適用するものとする

# R 8 馬土 井坪谷他 美・脇東大谷他 砂防堰堤修繕設計業務 特記仕様書

## 第1章 適用

本特記仕様書は、徳島県が実施する「R 8 馬土 井坪谷他 美・脇東大谷他 砂防堰堤修繕設計業務」に適用する。

なお、本特記仕様書に定めのない事項については、準拠図書に基づき実施しなければならない。

## 第2章 業務概要

本業務は、徳島県が管理する下記の砂防堰堤において、過年度に実施された砂防長寿命化計画に基づき、修繕設計を実施するものである。

### 【対象砂防堰堤】

井坪谷 3 号堰堤

井口谷 5 号堰堤

猿飼第 2 号堰堤

## 第3章 業務内容

### 3.1 設計計画

業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、既存資料の収集及び整理を行うとともに、業務内容を確認し、業務計画書を作成する。

### 3.2 現地調査

受注者は、貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、予定地周辺の溪流の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況・利用形態等を把握し、合わせて工事用道路、仮排水路、施工ヤード等の施工の観点から現地状況を把握し、整理するものとする。

### 3.3 基本事項決定

受注者は、既往資料、現地踏査等から得られた結果を基に基本事項を決定するとともに、当該堰堤に対策工法を検討する。

### 3.4 修繕設計

受注者は、基本事項決定で整理した事項に基づき砂防堰堤修繕設計を実施し、工事発注に必要な図面（平面図、縦断面図、横断面図、構造図等）を作成する。

### 3.5 施工計画

受注者は、修繕設計計画に基づき、施工方法、施工順序を考慮し、現場までの搬入経路、砂防施設の修繕に係る施工計画及び資材運搬方法を立案する。

### 3.6 仮設構造物設計

受注者は、修繕設計施工計画に基づき、修繕工事施工に必要な仮設計画、仮設進入路、仮設工の設計を行うものとする。また、仮設構造物の施工に必要な図面等を作成する。

### 3.7 数量計算

作成した設計図面を基に、数量算出要領に基づき、工種別に数量計算を行い、とりまとめを行う。

### 3.8 照査

照査技術者は、徳島県設計業務等共通仕様書第 1107 条照査技術者及び照査の実施に基づき照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

### 3.9 報告書作成

業務の成果として、徳島県設計業務等共通仕様第 1211 条設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。

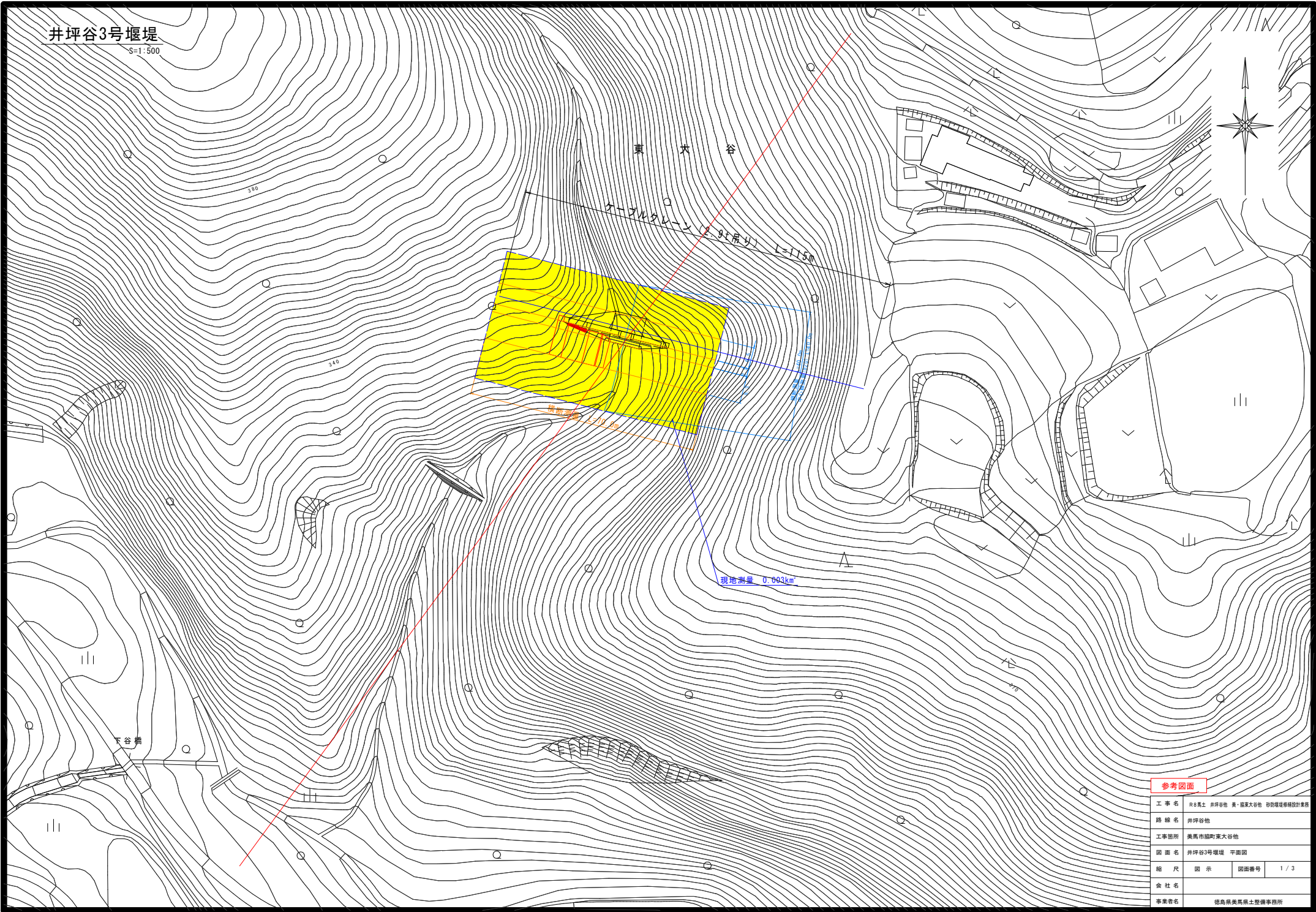
## 第4章 その他

実施においては、別途発注の「R 8 馬土 井坪谷他 美・脇東大谷他 測量業務」、「R 8 馬土 猿飼谷 美・穴吹猿飼 測量業務」と連携して行うこと。

なお、上記業務において別添参考図面のと通りの測量を予定している。

井坪谷3号堰堤

S=1:500

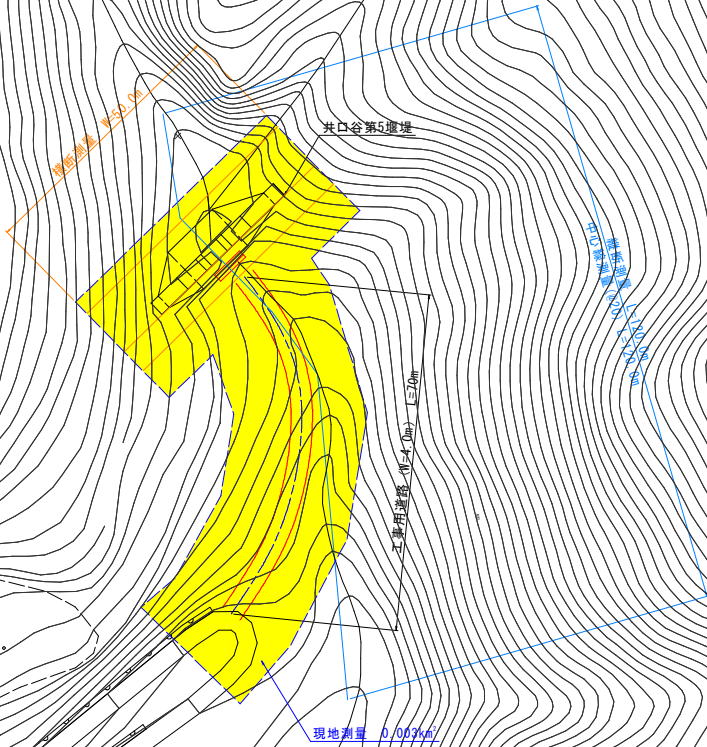


参考図面

工事名	R8馬土 井坪谷池 黄・福東大谷池 砂防堰堤修繕設計業務		
路線名	井坪谷池		
工事箇所	美馬市福町東大谷池		
図面名	井坪谷3号堰堤 平面図		
縮尺	図示	図面番号	1 / 3
会社名			
事業者名	徳島県美馬県土整備事務所		

井口谷5号堰堤

S=1:500



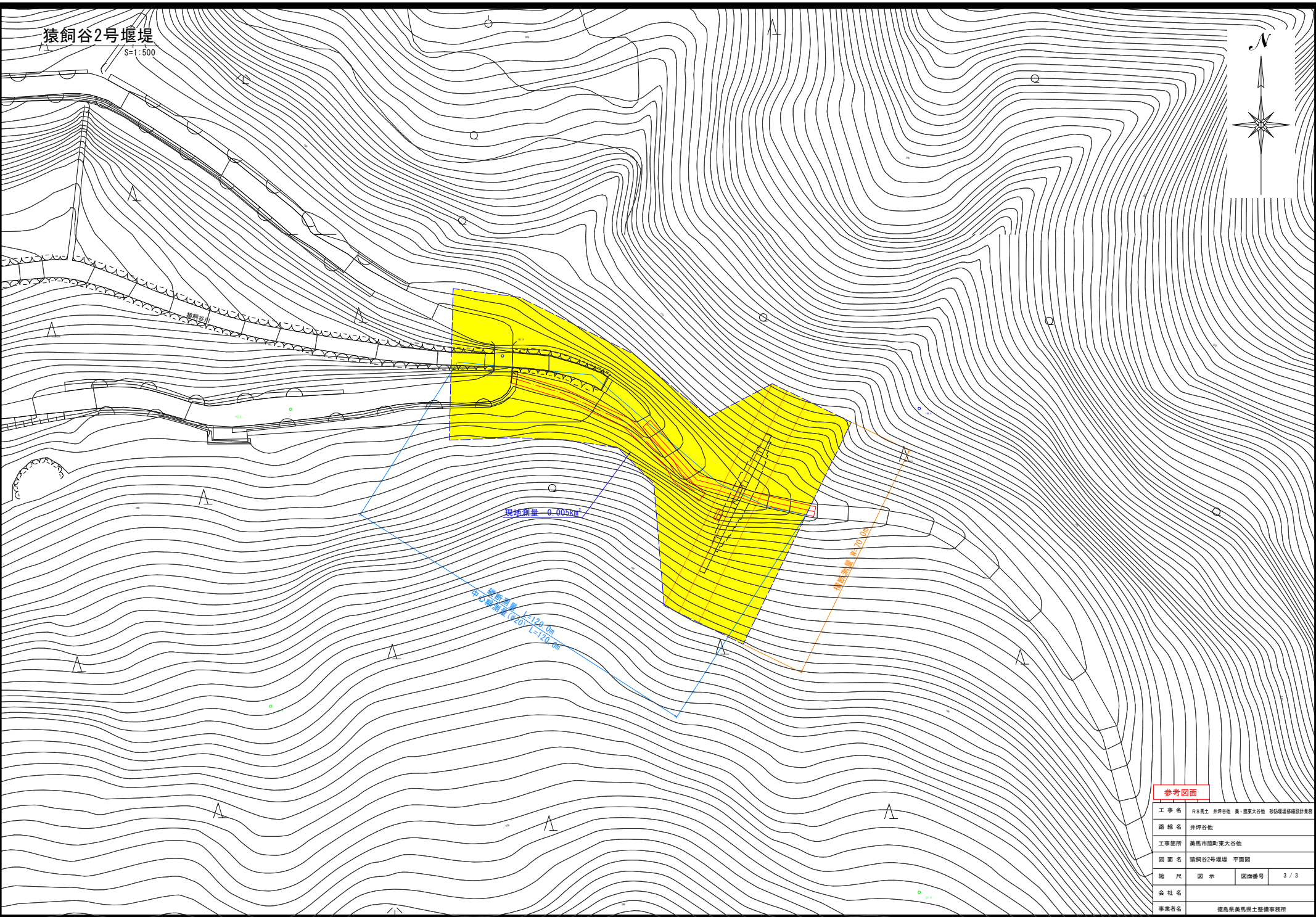
井口谷5号堰堤

井口谷4号堰堤

参考図面			
工事名	R8瓦土 井坪谷池 黄・福家大谷池 砂防堰堤修繕設計業務		
路線名	井坪谷池		
工事箇所	美馬市福町東大谷池		
図面名	井口谷5号堰堤 平面図		
縮尺	図示	図面番号	2 / 3
会社名			
事業者名	徳島県美馬県土整備事務所		

猿飼谷2号堰堤

S=1:500



参考図面			
工事名	R8瓦土 井坪谷池 黄・福東大谷池 砂防堰堤修繕設計業務		
路線名	井坪谷池		
工事箇所	美馬市福町東大谷池		
図面名	猿飼谷2号堰堤 平面図		
縮尺	図示	図面番号	3 / 3
会社名	徳島県美馬瓦土整備事務所		
事業者名	徳島県美馬瓦土整備事務所		